居宅介護支援事業所イデア重要事項説明

1 居宅介護支援事業の目的

指定居宅介護支援の事業に適正な運営を確保するために人員及び、管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

2 事業所の運営方針

介護支援専門員は、利用者が要介護状態にあっても可能な限りその 居宅において、その有する能力に応、自立した日常生活を営むことが できるように配慮し、利用者の選択に基づき適正な保健医療サービス 及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供される よう公正中立な立場から居宅介護支援を行います。

3 事業者(法人)

- (1) 事業者の名称 合同会社広至
- (2) 事業者の所在地 沖縄県那覇市字仲井真333番地5
- (3)代表者氏名 屋比久 秀雄
- (4) 電 話 番 号 098-863-2700
- (5) F A X 番 号 098-863-2701
- (6) 設立年月日 令和2年4月20日

4 居宅介護支援事業所(提供サービス)

- (1) 事業所の名称 居宅介護支援事業所イデア
- (2) 事業所の所在地 沖縄県那覇市久米1丁目8-15(1階)
- (3)管理者の氏名 屋比久 秀雄
- (4) 電 話 番 号 098-863-2700
- (5) F A X 番 号 098-863-2701
- (6) 介護保険事業者番号 4770104323
- (7) 開設年月日 令和2年7月1日

5 職員体制及び職務内容

- (1)管理者 1名 (介護支援専門員兼務)
 - ・従業者の管理及び利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握。その他の管理を一元的に行う。
 - ・従業者に法令などの規則を尊守させる為、必要な指揮命令を行う。

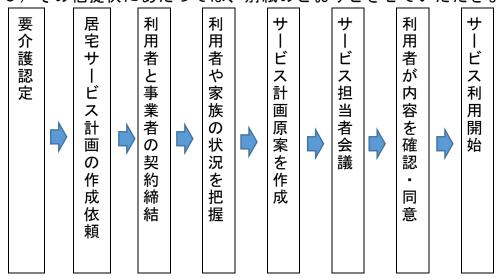
- (2)介護支援専門員 2名以上
 - 運営方針に基づく業務にあたる。
- ※利用者担当件数 44 件またはその端数を増やす毎に1名を標準とする。
- 6 営業日及び営業時間
 - (1)営業日 月曜日から金曜日
 - (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分
 - (3)休 日 土曜、日曜、国民の祝日(振り替え休日を含む)、年末 年始(12月31日から1月3日)、ウークイ(旧暦7 月15日)を除く。
- ※時間外及び休日であっても携帯電話等で24時間対応可能な体制とする。

7 事業の実施地域

・那覇市。※その他の地域も相談に応じます。

8 居宅介護支援サービスの内容

- (1) 要介護認定の申請代行
 - ・希望により次回要介護認定の申請代行を行います。
- (2) サービス計画の立案
 - ・利用者の心身の状況、生活状況、生活環境等の把握を行います。
 - ・要介護状態の軽減、悪化防止になるよう計画を立案します。
- (3)連絡調整
 - ・家族、サービス事業所間の連絡調整を行います。
- (4) 居宅サービス計画の作成手順
 - ・利用者のご家庭を訪問し心身の状況や生活環境等を把握した上で、 居宅サービス及び、その他必要な保健医療サービスや福祉サービス を総合的かつ効率的に提供できるよう配慮し、居宅サービス計画を 作成します。
- (5) その他提供にあたっては、別紙のとおりとさせていただきます。



9 利用料

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、全額介護保険より 支払われます。但し、保険料滞納の場合は全額実費で支払った後、払い 戻しをうけます。(償還払い)

要介護1・2	10,860円/月
要介護3~5	14,110円/月

10 加算

各加算についても、上記利用料と同様の扱いとなります。

日加井にフ	いても、工記利用科と向様の扱いとなります。	
初 回 加 算	・新規として取り扱われる計画を作成した場合	3,000
【算定〇】	・要介護状態区分が2区分変更された場合	円/月
入院時情報連携	利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対	2, 500
加算(I)	して必要な情報を提供した場合	円/月
入院時情報連携	利用者が入院した日の翌日または翌々日に、医療機	2, 000
加算(Ⅱ)	関の職員に対して必要な情報を提供した場合	円/月
イ)退院・退所	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者	4, 500
加算(I)イ	に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法	円/回
	により一回受けていること	
口)退院・退所	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者	6,000円/
加算(I)口	に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回	□
	受けていること	
ハ)退院・退所加	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者	6,000円/
算(Ⅱ)イ	に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法	回
	により二回受けていること	
二)退院・退所	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者	7,500円/
加算(Ⅱ)口	に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回	回
	はカンファレンスによること	
ホ)退院・退所	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者	9,000円/
加算 (皿)	に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち	回
	一回はカンファレンスによること	
通院時情報連携	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に	500円/回
加算	利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供	
	を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供 を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合	
ターミナル	在宅で死亡した利用者に対して終末期の医療やケア	4,000円/
ケアマネジメン	の方針に関する該当利用者又はその家族の意向を把	月
	握した上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以	Я
ト加算	上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅	
	サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供し	
取 各 吐 筮	た場合算定 病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の	2 000 00 /
緊急時等	病院又は診療所の水めにより自該病院又は診療所の 職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンス	2,000円/
居宅カンファレ	を行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を	回
ンス加算	行った場合	

特定事業所加算	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を	(I)5,190
(I, II, III,	積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス	円/月
A)	提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当 事業者が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合	(II)4,210
	(1 カ月につき)	円/月
		(Ⅲ)3,230
		円/月
		(A) 1, 140
		円/月

1 1 減算

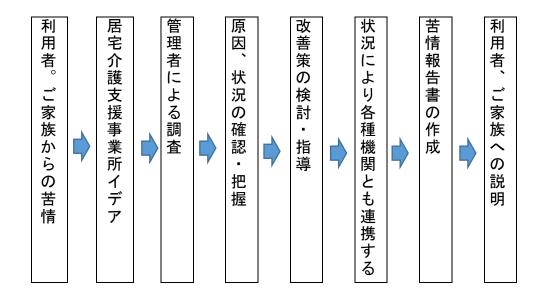
· · //以 开		
運営基準減算	運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供でき	所定単
	ていない場合	位数の
		50%で
		算定
特定事業所集中	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中した場	1月につ
減算	合(訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉	き 200
	用具貸与)	単位を
		減算
業務継続計画未	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続	所定単
実施減算	計画が未策定の場合	位数の
		100 分の
		1に相当
		する単
		位数を
		減算
高齢者虐待防止	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講	所定単
措置未実施減算	じられていない場合	位数の
		100 分の
		1に相当
		する単
		位数を
		減算
同一建物に居住	・指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の	所定単
する利用者への	敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支	位数の
ケアマネジメン	援事業所と同一の建物に居住する利用者	95%を
 	・指定居宅介護支援事業所における 1 月当たりの利	算定
	用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住す	
	る利用者	

12 緊急時及び事故発生時について

- (1)利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の家族及び市町村、主治医に連絡する等必要な対応を行います。
- (2) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が 発生した場合には、損害賠償を速やかに行ないます。

13 苦情処理の体制

- (1) 窓口担当者 管理者 屋比久 秀雄
- (2) 利用時間 営業日 午前8時00分から午後5時00分
- (3) 電話番号 098-863-2700
- (4) FAX番号 098-863-2701
 - ※利用者、家族からの苦情処理体制については、以下の通りで 応対いたします。



(5) その他の相談、苦情受付窓口

沖縄県国民健康保険団体連合会
(介護サービス苦情処理相談窓
口)電話番号: 098-860-9026沖縄県介護保険広域連合
那覇市役所(ちゃーがんじゅう電話番号: 098-862-9010

14 秘密保持

課)

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における適切な取り扱いに関するガイダンス」を尊守し、適切な取り扱いに努めます。又、事業者の介護支援専門員及び退職した職員は、正当な理由がなくその業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

15 利益収受の禁止について

事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関して、利用者に対して特定の居宅サービス事業所等による偏ったサービスを利用させる様な居宅サービスの計画を作成しません。又、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対象として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受しないものとする。

16 損害賠償について

事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により、賠償すべき 事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行うものとし、その事故 状況、行った経過などを記録に残し保管するものとします。ただし、 その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合に は、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

17 記録の保存と開示について

事業者は、利用者に対する居宅介護支援の利用にあたっては提供に関する記録を整備し、その契約の完結の日から5年間保存するものとする。利用者又はその家族の求めに応じ、これを開示又はその複写物を交付するものとする。

18 虐待の防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1)事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員(従業者)に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3)介護支援専門員に対し、虐待防止の為の研修を定期的に実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。
- (5)事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の従業者による虐待(不必要と疑われる身体拘束を含む)を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村又は地域包括支援センターに通報します。

19 認知症ケアについて

事業者は、認知症上のある利用者の個性を尊重するケアを図る為、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1)介護支援専門員に対し、認知症に関する正しい知識やケアを習得し 専門性と資質向上を図る為、定期的に研修を実施します。
- (2)利用者に対する認知症のケアの方法等について、介護者に情報提供を行い共に実践します。

20 業務継続計画の策定について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居 宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期 の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定 し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1)事業所は、介護支援専門員(従業者)に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

21 衛生管理等について

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、 次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (2) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん 延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

22 その他の運営に関して

介護支援専門員は身分を証する書類を携帯し、初回訪問時及び利用者 又はその家族から求められた時には、これを提示します。

- (1)事業者は、介護支援専門員の資質向上を図る為、年間計画に基づいた各研修を実施する等の措置を講じます。
- (2)事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、 ハラスメント対策として、職場において行われる性的な言動又は 優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範 囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止す るための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- (3)事業所は、ご利用者又はそのご家族等が事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続し難い程の不信行為を行った場合、文章で通知することにより直ちに本契約を解除することができます。
- (4) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、 重要事項を説明し、交付しました。

但し、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を可能とします。

《個人情報の取り扱いについて》

当事業所は、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取り扱
いのためのガイドライン」の趣旨に基づき個人情報の保護に努めます。
当事業所は、個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払
っています。個人情報の取り扱いについてご不明な点は、担当介護支援専門員へお
申し出ください。 管理者

《個人情報を利用させていただく範囲》

- ① 指定居宅介護支援事業所イデアによる、適切な居宅介護支援の提供のため
- ② 提供したサービスに関する請求業務などの介護保険事務のため
- ③ サービス提供にかかる利用開始・終了手続きなどの管理運営業務のため
- ④ 居宅サービスの適切な提供のための、他の居宅サービス事業者との連携(サービス担当者会議など)、照会(依頼)のため
- ⑤ 住宅改修工事施工事業者との適切な改修工事の実行のため
- ⑥ 緊急を要する場合の、医師や救急隊への連絡のため
- ⑦ ご家族に対するご本人の心身の状況や利用状況に関する報告のため
- ⑧ 当事業所のサービスの、維持・改善に資する基礎資料(アンケート等)の作成のため
- ⑨ 当事業所で行われる職員研修における事例検討のため
- ⑩ 当事業所で行われる介護支援専門員等の実習教育のため
- ⑩ 審査支払い期間(国保連)や保険者からの照会など、法令上応じることが義務付けられている事項のため
- ② 外部監査機関・サービス評価機関への情報提供のため
- ③ 損害賠償保険・傷害保険などに係る保険会社などへの相談・届出のため
- ④ その他、特に目的を特定の上、同意を得て収集した個人情報については、その 利用目的に沿う範囲
- ⑤ 法令上義務付けられている、関係機関(行政・医療・警察・消防等)からの依頼があった場合